

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	小林 良行
登録番号又は法人番号	17081891
所属する単位会	千葉県行政書士会
事務所名称	行政書士アシメントワークス総合法務事務所
事務所所在地	千葉県市川市市川1丁目1番2号カネワ NO.2 902号室
処分年月日	令和2年11月6日
処分内容（種類）	<p>6ヶ月の会員の権利の停止（千葉県行政書士会会則第25条第2号） 令和2年11月13日から令和3年5月12日まで 上記処分に伴い、職務上請求書の使用及び取扱いについて、下記のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務上請求書の返戻義務 ・返戻された職務上請求書の返却の留保 ・職務上請求書の購入及び使用の禁止（会員の権利の停止の日から期間終了の翌日より1年）
上記処分をした理由	<p>小林良行会員は、内容証明書作成事案において、依頼された行政書士業務の範囲を超えた調査目的で請求相手方の全世帯の住民票の写し等を請求した。</p> <p>また、営業相手方に「戸籍または住民票の写しに関わる書類の取得・作成業務の受任を行う営業」であると疑義を招くような営業活動を行っていた。</p> <p>更に、帳簿の記載内容に不備があることが、その後の調査の過程で判明した。</p> <p>以上の事実は、行政書士法第9条第1項、第10条及び千葉県行政書士会会則第19条及び第20条に違反するものと認められる。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<ul style="list-style-type: none"> ・行政書士法 第9条第1項(帳簿の備付及び保存) ・同法 第10条(行政書士の責務) ・千葉県行政書士会会則 第19条(会員の責務等) ・同会則 第20条(業務の公正保持) <p>根拠となった日本行政書士会連合会職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の条文</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4条(使用上の責務) 第5条第1項(使用の制限) 第8条第3項(記載) 第12条(帳簿への記録) 第15条第四号(返戻義務) 第30条第2項但書き(返戻された職務上請求書の取扱い) 第35条第四号(購入及び使用の禁止)